

平成 22 年 7 月 14 日現在

研究種目：基盤研究（B）  
 研究期間：2006～2009  
 課題番号：18330131  
 研究課題名（和文） 日韓公的扶助におけるワーキングプア対策としての自立支援の在り方に関する比較研究  
 研究課題名（英文） The Self-reliance Support System of the Public Assistance for the Working poor : Comparative Study of Japan and Korea  
 研究代表者  
 下村 幸仁（SHIMOMURA YUKIHITO）  
 会津大学短期大学部・社会福祉学科・教授  
 研究者番号：20412942

研究成果の概要（和文）：韓国は、国民基礎生活保障法を制定し自活事業を導入した。自活事業の特徴は、条件付受給者に自活事業への参加を義務づけたが、自活成功率が低いこと、次上位層の参加を可能にしたこと、保健福祉部と労働部の支援体制の役割が明確であること、地域福祉の一環として貧困問題を位置づけており、多様な事業メニューが地域の特性を活かして展開されていること、明確なワークフェアへの政策転換をはかり、社会的企業育成法などの導入によりワーキングプア対策を強化していることである。一方わが国はワーキングプアへの自立支援対策は遅れていて、従来のように画一的機械的な支援のみである。我々の調査では、日韓における最新の自立支援の差異を明らかにし、わが国の就労支援の在り方を示すことができた。

研究成果の概要（英文）：The characteristics of the self-support programs in Korea are as follows: (1) People with a working ability are obliged to participate in the self-support programs, while the success rate of their self-supporting is low; (2) people with a working ability with low income, who are in the upper layer, can participate in the programs; (3) the respective supporting roles of Ministry of Health and Welfare and Ministry of Labor are clear; (4) issues of poverty are placed in the community welfare and a variety of programs are provided, making use of the special features of each community; and (5) they implement policy change from welfare to clear workfare, strengthening the measures for the working poor by the introduction of new systems such as the Social Enterprise Promoting Act.

In contrast, we are far behind in implementing independence-support measures, and have even kept the former superficial, mechanical, and uniform supports. This research clarified differences in the latest support programs between Korea and Japan and suggested what the working support system in Japan should be.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	4,300,000	0	4,300,000
2007年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2008年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2009年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
総計	14,500,000	3,060,000	17,560,000

研究分野：公的扶助、社会福祉労働

科研費の分科・細目：

キーワード：社会福祉関係、貧困問題、比較公的扶助、ワークフェア、就労支援

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 生活保護をめぐる状況

わが国は、経済好況に支えられ保護率は減少を続け、平成7年には7.0%にまで低下した。しかし、バブル経済の破綻とともに、失業者等の増大をまねき、その後は保護率の増加に転じた。このため生活保護制度の運用のなかで著しく制限されてきた稼働能力者の保護はわずかであるが進んできた。

### (2) 自立支援プログラムの導入

福祉事務所は、生活指導や就労指導を行う機能が脆弱であり、生活困窮者が抱える複雑で多様な問題に対応できていなかった。このため、自立支援プログラムが導入された。自立支援プログラムは、従来の自立概念である「経済的自立」＝「就労自立」だけではなく、「日常生活自立」「社会生活自立」にまで拡大された。各自治体・福祉事務所が他法他施策の活用、関係機関その他の社会資源の活用もしくは地域の適切な社会資源へのアウトソーシング等の方法によって支援の具体的な内容、実施手順等を定めて個別支援プログラムとして整備されることとなった。

しかし、自治体・福祉事務所では、就労支援プログラムに偏重したプログラム策定に止まった。とりわけ、厚生労働省が優先実施を求めた「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムを中心に策定されていた。

わが国では、これまでワーキングプア（就業貧困層）に対する自立支援は、生活保護制度においては「入口」の狭さから対象にされてこなかったし、その研究は活発でなかった。

### (3) 韓国の自活支援

韓国では、国民生活基礎保障法（以下、基礎法）が成立し、勤労能力者に対して、条件付給付すなわち自活支援事業への参加を義務づける新しい政策を展開している。また労働能力のある次上位層（最低生計費の120パーセント未満の所得者）も自活事業への参入を可能にした。これにより、広くワーキングプアを対象とすることになった。韓国の自活支援事業は、公的就労や社会参加が主要な事業メニューとなっているが、自活成功の低調さが問題視され始めていた。

## 2. 研究の目的

本研究は、わが国の生活保護制度において、新たに導入された自立支援プログラムを利用者の視座から捉え直すことにある。そのためにも、韓国で2000年に制定された基礎

法の下での勤労能力のある者を対象とする「自活支援」の経験における成果と課題を政策評価し、かつ「自活支援」の実施機関である地域自活センターの課題について検証する。そして、稼働能力のある者を実質的に排除してきた生活保護制度において、自立支援政策の導入により新たに捕捉されるそれらの者に対する自立支援のための具体的な効果的援助方法について韓国のプログラムとの比較検討を行う。そして、自立支援プログラムに関する支援機関の在り方について考察する。

## 3. 研究の方法

本研究の対象者は、失業者・ワーキングプア及び母子家庭・ホームレスなどの稼働能力者である。対象機関は、韓国にあっては地域自活センター・社会的企業等とし、自活事業の進捗状況や運営状況に関する踏査やヒアリング調査を行った。日本では福祉事務所・母子自立支援施設・自立支援センター等とし、ヒアリング調査とアンケート調査を行った。

(1) 韓国における自活支援の実施状況に関するヒアリング調査

韓国では、基礎法の中に自活支援事業を導入して本格的なワークフェア政策を進めている。このため、自活支援事業を所管する行政機関と自活事業の実施機関である地域自活センターと広域自活センター及び中央自活センターに対するヒアリング調査を行った。また、自活支援研究の第一人者である保健社会研究院のノ・デミョン博士等から知見の提供を得た。

(2) 社会的企業の育成と運営状況に関するヒアリング調査

社会的企業育成法の成立により自活共同体自活から社会的企業へ移行する事業所が徐々に増加するなか、ソウル市内の総合雇用支援センターや社会的経済連帯会議、社会的企業支援ネットワークへのヒアリング調査を行うとともに、自活に成功した社会的企業にヒアリング調査を行うとともに、旧「貧困克服財団」であった「共に働く財団」（ソウル）で韓国における社会的企業の現状と課題に関するヒアリング調査を行った。

(3) 個別領域における調査研究

韓国の自活後見機関等に関するヒアリング調査を踏まえ、個別領域における調査研究を実施した。具体的には、多文化家族の就業支援に関する研究、母子家庭の母に対する自

立支援に関する研究、ホームレスの自立支援に関する研究であり、生活保護制度による自立支援プログラムに関する研究である。

#### (4) 研究会の実施

研究会全体を通して、定期的な研究会と研究組織構成者以外の研究者を招いての研究会を開催した。例えば、韓国貧困研究所の柳貞順所長からの基礎法の動向に関する報告や、佛教大学の鈴木勉教授からイタリアにおける協同組合企業及びわが国における共同作業所運動の取り組みについて報告を受けるなどした。

#### (5) 報告会の開催等

韓国において公共福祉学術大会（済州市）に参加するとともに、東京大学で韓国の研究員を招聘してシンポジウムを開催した。

### 4. 研究成果

#### (1) 韓国における自立支援の実施状況に関するヒアリング調査

自活事業の事業所は1,097箇所（2009年度）設置されており、京畿グリ地域自活センター、寧越地域自活センター、旌善地域自活センターなど3市3道の8箇所に対して実施状況に関するヒアリング調査を行った。また、広域単位（広域市、道）でインフラを構築し、総合的効率的な自活事業を推進することを目的としてモデル設置された京畿広域自活センターにも、その共同事業の推進状況、ネットワーク構築を通じた多角的事業の推進状況についてヒアリング調査を行った。その結果は以下の通りである。

a. 基礎法は、法制定時から勤労能力者も受給対象者とした。点数化された勤労能力の判定により条件付受給者は、自活事業に参加することが義務づけられている。自活事業は保健福祉部所管の自活共同体・創業支援、自活勤労事業及び地域奉仕・社会適応プログラムと労働部所管の職場適応訓練・自活職業訓練などに分かれて実施されている。事業への参加は保健福祉部所管のプログラムが96.5%と圧倒的に多い。また参加者は、女性が8割である。

自活事業のメニューは、家屋修理、看病、清掃、リサイクルや保育・配食の5大全国標準化事業以外に地域特性を活かした事業が創造的に取り入れられている。例えば農村部の旌善地域自活センターにおけるキムチ製造や寧越地域自活センターにおける山野草栽培であり、収益性も高い。

ケース管理システムは、世帯別から個別自立支援プログラムへと転換（2006年）している。そして、自治体ごとに地域支援計画を立てることになっているが、民間の参加が進んでおらず、事業への理解を得るために啓発活動と官民の協力体制が必要である。

b. 基礎法制定から10年が経過するが、現在

二つの法改正議論がある。一つは利用しやすい制度への転換を図る目的での扶助の単独適用化であり、もう一つは、条件付受給者の自活成功率が極めて低調であることと、実際には次上位層の参加が多いことを理由として、自活支援を基礎法から外し自活支援法を創設しようとするものである。現在、社会福祉士の資格を有する社会福祉専担公務員が基礎法を担っているが、自活支援法成立後は自活事業部分は自活専担公務員を新しく設けて業務の分離を行い、自活事業の対象も次上位層を最低生計費の130%まで範囲を拡大する可能性があることが分かった。

c. 自活成功率は5%弱と低く、年々低下傾向にある。その理由は、①条件付受給者の21%が自活事業への参加義務を免除されていること。②就労インセンティブが弱いこと。③プログラムが限定的であること。④雇用と福祉の連携の不十分さが挙げられる。

このため、「自活支援制度の対象者及び事業実績等に関する中央単位の情報の集積・管理・分析と自活事業の体系的効率的な成果管理」を行うために中央自活センターを設置し、稼働能力判定基準の見直しと成果主義が導入された（2009年）。この成果中心型モデル事業「希望 Ribbon Project」は、成果契約を年度当初に結んでおき年度末に自活成功率等により予算に差を付けるものである。地域自活センターを所管する自治体の評価とも相俟って成功率の増加のための無理な自活参入促進が懸念されている。

#### (2) 社会的企業の育成と運営状況に関するヒアリング調査

韓国では、前述のように自活事業の活性化策として社会的企業育成法が制定（2007年）された。当初、地域自活センター側に社会的企業の認証要件により多様な形態で運営されている自活事業が認証を受けることができず社会的企業と非社会的企業とに分断されることへの危惧があったが、現在では「選択の問題」として整理されている。実際、社会的企業は社会的目的として脆弱階層の雇用を義務づけていて、雇用提供型社会的企業においては、雇用率50%以上が必要である。このように、社会的企業は脆弱階層を基礎法から脱却させる大きな原動力として成長を始めている。

例えば、優秀社会的企業である京畿道の「COMWIN」は、サムスン電子などと提携し、公共機関や学校等からコンピュータを無償回収し、リサイクル事業を行っている。高い技術でリサイクル原料・部品の販売を行い業績を伸ばし、自活事業では困難であった基礎法からの脱却からも可能とした。次に、清掃事業を展開する「ともに働く世界」は、自らが自活事業で働いた経験のある若い代表者が運営する社会的企業である。業務内容にお

いて、丁寧さと正確さを追求することで社会福祉事業での一般的な商品・サービス評価を覆し、一般企業との競争で市場単価よりも高い金額で業務契約ができるまでになっている。また、タソミ財団では、NPO・企業・政府及び自治体と連携し、福祉死角階層（最低生計費の150%まで）の母子家庭のために配食事業やホームヘルパー育成による高齢者福祉施設の運営の仕事を創出している。

このように社会的企業は、貧困を個人因子に止めることなく環境因子として捉え、地域社会との連携、環境・エネルギー問題、青年失業問題などまさしく現代社会の問題を的確に押さえて会社経営が実践されていた

### (3) 多文化家族の就業支援に関する研究

韓国の農漁村や都市低所得者の男性は、国際化と貧困から国際結婚を選択する傾向が強く、前者では約4割と高い。背景には貧困なアジア諸国の女性が、国際結婚により経済的な豊かさを求めることにある。

女性結婚移民者世帯の52.9%が最低生計費以下の所得水準にあり、その半分以下の世帯が44.2%にも達するという貧困問題を抱えていて、大多数の女性結婚移民者が就業を希望している。今後も外国人女性の増加が見込まれ、多文化家族支援法(2008年)に基づく多文化家族支援センターにおいて多様な就業及び創業に対する支援プログラムが期待される。基礎法に「外国人に対する特例」が設けられ、自活共同体や社会的企業を利用した新たな展開が始まっていることは注目に値する。

### (4) 母子家庭の母に対する自立支援に関する研究

母子家庭の就労と生活・子育ての実態を、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター(以下、センター)利用者について、アンケート調査を行い、貧困削減に係る今後の就労支援と生活支援の課題を明らかにした。

センターでは「就職のための相談」「求人などの情報提供」などの支援を行っている。就業中の者は86.9%に達し、センター利用時に不就業であった者の内85.9%が就労を開始している。仕事の内容では、「事務」が半数近くあり、「医療・福祉関連」が14.2%と続く。非正規雇用は6割以上を占めているが、「情報誌・新聞・雑誌・チラシ」に頼った求職が多いことに理由がある。また、生活保護を受給している世帯は1割であり、4分の3が就労しているが、すべてが非正規雇用であった。

現在の母子家庭に対する自立支援は、経済給付を抑制し、就労による「経済的自立」を促す点に特徴がある。母子家庭を本当に貧困から脱却させるのであれば、それを支える生活支援などの社会サービスの充実がなければ就労支援も効果を発揮しえない。

### (5) ホームレスの自立支援に関する研究

わが国では、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下、特別措置法)により、大都市部では自立支援センター等への入所による「就労による自立」を目指すアプローチに傾斜している。また、地方自治体のホームレスの自立支援策に関する実施計画も5年の計画期間としている。そこで、全国の自立支援センターのみならずそれ以外の施策も含めて包括的にホームレス就労支援策の現状に関するインタビュー調査を行った。

自立支援センターでの「就労自立率」は30~50%程度であるが、「就労自立率」を上げるだけが目的ならば「入所段階で選別」することになってしまう。国によるホームレス就労支援策の現状では、1)ホームレス就業開拓推進員の求人確保率は、事業所側の理解不足による地域差が大きい。また、2)ホームレス職業相談員による職業紹介の就職率が70~100%と高い反面、離職者が多い。3)日雇労働者等技能講習事業に関しては、資格・免許の失効者回復講習についての高い評価がある。一方、地方自治体・NPO法人・労働団体・経済団体等によって構成される協議会でのホームレス就業支援事業は、企業側の理解が低いため求人確保が低調であることが明らかになった。

今後の課題として、①低年齢化する利用者の変化への対応、②企業への啓発活動の必要性と公的就労の提供、③アフターケアの重要性、そして④支援システムの一貫性と関係性の回復への支援の4点を明らかにした。

### (6) 日本の自立支援プログラムに関する研究

a. 生活保護受給者に対する自立支援プログラムは、被保護世帯の増加と抱える問題の複雑化により、ケースワーカー個人の努力や経験等への依存だけでは、十分な支援が行えない状況にあり、組織的に自立を支援するために導入された経緯がある。当初、いくつかの先駆的自治体で積極的な自立支援プログラムの開発・実施がされたが、国が準備した「生活保護受給者等就業支援事業」以外の個別メニューは遅々として進まず、且つ就労自立以外のプログラムはほとんど開発されなかった。その後、国の指導もあり、三つの自立に関してプログラムの設置が進んだ。しかし、多くの福祉事務所では、地域の特性や被保護者の特徴を組み入れることなく概して画一的なプログラムに止まっている。その原因として、①生活保護申請と保護世帯数の増大していること。②ベテランケースワーカーの不在と人事異動が早いこと。③4分の1の査察指導員のケースワーカー経験が無く、しかも社会福祉主事の任用資格さえ有しないことなどである。また、地域の社会資源との連携が不可欠であるが、社会福祉施設や病院のソ

ーシャルワーカーなどへの敵対心によりそれができない状況にあることも大きい。

b. 就労支援プログラムの参加対象者は、国の示した四つの要件すべてを満たすことである。しかし、生活保護受給者へのアンケート調査では、就労支援プログラム参加に対する意識として「福祉事務所には逆らえないので仕方なく参加した」や「これから厳しい就労指導が始まると思った」が半数あった。また、稼働年齢層を超えた高齢者や疾病を抱えた要件を満たさない者も参加者として見られた。これに対して全部の要件を満たしているケースは3分の1程度と低い。このことから、就労支援プログラム開始後、福祉事務所の対応は「良くなった」と感じている人は12%に止まり、「厳しくなった」と感じている人が31%である。

こうした背景には、生活保護受給者の著しい増加があっても、依然として稼働能力者は1割程度しか存在しないことや、就労意欲のある者は主体的に求職活動をしていること、稼働能力者であっても就労疎外要因のボーダー状況にあることなどが挙げられる。

c. 就労支援プログラムの実施には、就労支援専門員の果たす役割が重要であるが、これを全国の福祉事務所に対して行ったアンケート調査から分析を行った。

就労支援専門員は、年齢的には60歳代が最も多く56.2%で最も多く、年齢が低くなるほど割合は低い。経歴では、ハローワークの元職員が約4割、市役所や福祉事務所の元職員が2割程度を占め、行政職員の再雇用制度的色彩が濃い。資格保有の有無とその種類では、資格が無い者が3分の2を占め、社会福祉士やキャリアカウンセラーの有資格者は極めて少ない状況にある。

業務内容では、「就職活動方法の決定、面接指導等」が最も多く約89.7% (M.A)、次に「一般の職業相談・紹介」が78.5%であり、従来と同じ手法の「増収・転職指導」が48.6%と続く。「トライアル雇用」や「生業扶助等の活用による民間の教育訓練講座」は20%前後と低調である。生業扶助の活用状況では、まったく活用していない福祉事務所が約4割を占め、自立支援プログラムの導入前と比較して微増している実態が明らかになった。

<考察> 本研究で得られた知見の1点目は、わが国の生活保護等における就労支援をはじめとした自立支援プログラムが、実施体制やプログラムの内容において韓国と比較して低い水準にあることである。2点目は、就労支援に有効な生業扶助に関して、被保護者以外の「そのおそれのある者」も支給対象となっており、その適用可能な範囲については早急に整理すべき必要があること。3点目は、自立支援プログラムは、増加する生活保護世

帯の複雑多様化する福祉ニーズの解決には組織的なシステムの導入が必要であったが、ケースワーカーの経験不足と査察指導員の経験の無さは、自立支援プログラムをマニュアル化させ、機械的運用を促進させる結果となったことである。4点目は、就労支援専門員は、概して専門的な資格を有せず、就労支援の機能が低いことである。

以上から、①生活保護ケースワーカー等への社会福祉士配置が急務であり、②生活保護業務の機能分離が必要とすること。③生活保護ボーダーライン層に対する就労支援を一体的に行うことができるようにする制度改正。④地域福祉計画のなかに貧困問題への取組の視点を入れ、支援を強化すること。⑤社会的企業等の多様な社会資源を構築できるような国は促進策を検討する必要があることなどの課題が明らかになった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計12件)

- ① 山田壮志郎、ホームレス就労支援策の成果と課題、総合社会福祉研究、第30号、pp85-97、2007年、査読有り
- ② 五石敬路、韓国における経済危機後の新貧困問題、アジア経済、49巻1号、pp25-47、2008年、査読有り
- ③ 下村幸仁、児童と生活保護、子どものための学校事務、97巻、pp24-28、2007年、査読無し
- ④ 山田壮志郎、「自治体ホームレス対策状況」にみるホームレス対策の課題、賃金と社会保障、1468号、pp18-32、2008年、査読無し
- ⑤ 金碩浩、韓国の公的扶助制度におけるワークフェアの構造と課題—国民基礎生活保障法における「自活事業」を中心に、日本社会保障法学会誌『社会保障法』、第23号、pp60-74、2009年、査読あり
- ⑥ 下村幸仁、地方の路上生活者の実態と支援活動、公衆衛生、第72巻9号、pp42-45、2008年、査読あり
- ⑦ 五石敬路、現代日本の福祉制度における「貧困の罌」—ネットカフェ生活者調査をもとに、都市問題、第99巻5号、pp1-20、2008年、査読有り
- ⑧ 加美嘉史、いま、貝塚市で何が？—貝塚市の生活保護行政の実態と貝塚市生活保護問題調査団の取り組み、福祉のひろば、2008年5月号、pp30-35、2008年、査読無し
- ⑨ 金碩浩、日本における貧困・低所得層に関する政策動向分析—自立支援プログラムの導入と強化を中心に、韓国・中央自活センター・ジャーナル『自活読み』第

- 2号、pp38-43、2009年、査読無し
- ⑩ 金碩浩、リーマンショック以降における日本の社会経済動向と貧困政策の分析、韓国・中央自活センター・ジャーナル『自活読み』第3号、pp30-35、2010年、査読無し
- ⑪ 金永子、韓国の多文化家族支援政策の沿革と現状－多文化家族支援センターと多文化家族支援法に焦点を当てて－、四国学院大学論集、第131号、pp29-54、2010年、査読無し
- ⑫ 五石敬路、ワーキング・プアの生活保障と雇用創出、日本経済研究センター、pp1-22、2009年、査読無し
- [学会発表] (計10件)
- ① 丹波史紀、就労支援後の追跡調査を通して母子家庭への自立支援政策を検証する、公的扶助研究全国セミナー、2007年10月27日、第40回公的扶助研究全国セミナー(堺市)
- ② 下村幸仁、福島市における路上生活者の実態－「個人が貧困と戦うこと」の意味－、日本社会福祉学会東北部会、2007年7月14日、日本社会福祉学会東北部会第7回研究大会(仙台市)
- ③ 下村幸仁、自立支援プログラムの浸透と剥奪的貧困、総合社会福祉研究所、2007年8月26日、第13回社会福祉研究交流集会(愛知大学)
- ④ 下村幸仁、「個人が貧困と闘う」ための自立支援プログラム、全国公的扶助研究会、2007年10月8日、全国公的扶助研究会「自立支援プログラムの到達目標を考える」学習会(東京)
- ⑤ 下村幸仁、「ネットカフェ難民」調査から見えるもの、全国公的扶助研究会、2007年10月26日、第40回公的研究全国セミナー(堺市)
- ⑥ 金碩浩、韓国におけるワーキングプアのための「自活事業」の形成と展開－運動と制度化の視点から、社会事業史学会、2008年5月10日、社会事業史学会第10回全国大会(中央大学)
- ⑦ 金碩浩、韓国版ワークフェア政策「自活事業」の導入と展開過程の分析－「生産共同体運動」の制度化と自活事業の拡大、日本社会福祉学会、2008年10月12日、日本社会福祉学会2008年度全国大会(岡山県立大学)
- ⑧ 下村幸仁、一般居宅生活移行後の支援のあり方、日本社会福祉学会東北部会、2008年7月、日本社会福祉学会東北部会第8回大会(岩手県立大学)
- ⑨ 下村幸仁、日本の生活保護制度における自活支援の現状－自活支援の日韓比較のために、韓国・公共福祉学術大会、2008年9月1日、第3回公共福祉学術大会済

州学生分化院大講堂(韓国・済州特別自治道)

- ⑩ 下村幸仁、日韓公的扶助における自立支援(就労支援)の現状と課題、制度の谷間に置かれた要援護者の地域での支え合い、社会的自立、雇用創出に関する研究会、2010年3月21日、「制度の谷間に置かれた要援護者の地域での支え合い、社会的自立、雇用創出に関する研究」研究報告会(東京大学)

[図書] (計6件)

- ① 五石敬路、経済危機後の韓国－成熟期に向けての社会・経済的課題－、アジア経済研究所、2007年、31p
- ② 丹波史紀、大阪府母子家庭等就業・自立支援センターの利用者に関する調査報告書、大阪府母子寡婦福祉連合会、2007年、68p
- ③ 五石敬路、膨張する東アジアの大都市『東京市政調査会都市問題研究叢書11』、2007年、288p
- ④ 金永子、韓国の福祉事情、新幹社、2008年、239p
- ⑤ 丹波史紀、現場がつくる新しい社会福祉『格差・貧困と社会福祉』、かもがわ出版、2009年、196p
- ⑥ 山田壮志郎、『ホームレス支援における就労と福祉』、明石書店、2009年、316p

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

下村 幸仁 (SHIMOMURA YUKIHITO)  
会津大学短期大学部・社会福祉学科・教授  
研究者番号：20412942

### (2) 研究分担者

金 永子 (KIMU YOUNGJA)  
四国学院大学・社会福祉学部・教授  
研究者番号：50161550

丹波 史紀 (TANBA FUMINORI)  
福島大学・行政政策学類・准教授  
研究者番号：70353068

山田 壮志郎 (YAMADA SOUSHIROU)  
岐阜経済大学・経済学部・准教授  
研究者番号：90387449

五石 敬路 (GOISHI NORIMICHI)  
東京市政調査会・研究部・主任研究員  
研究者番号：30559810

金 碩浩 (KIN SEOKHO)  
日本福祉大学・社会福祉学研究所・博士後期課程大学院生  
研究者番号：70424942

(3) 連携研究者

加美 嘉史 (KAMI YOSHIFUMI)  
佛教大学・社会福祉学部・准教授  
研究者番号：20340474